

墨田区サッカー協会 少年部規約

2024/4/7改定

第1章 総 則

第1条 本会は、墨田区サッカー協会少年部という。（以下「少年部」という）

第2条 少年部は、墨田区サッカー協会（以下「協会」という）の統括を受ける。

第3条 少年部の事業は、協会の事業に統括され、少年部役員によって運営される。

第4条 少年部事務局は、部長指定の場所に置く。

第2章 目 的

第5条 少年部は、墨田区のサッカーの普及充実発展を期するとともに、サッカーを通して加盟団体の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事 業

第6条 少年部は、第5条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 少年部が予定した大会を開催
2. 少年サッカーの指導技術の研究向上と、トレーニングセンター及びサッカースクールの開催
3. 少年審判の技術向上
4. 対外交流の為に代表チームの決定と派遣
5. その他、少年部の目的を達成するための事業

第4章 組 織

第7条 少年部は協会第4種に登録する団体をもって組織する

第8条 協会第4種に登録する団体の代表者、またはこれに準ずる者は少年部の理事とする。

第5章 役 員

第9条 少年部に次の役員を置く。

1. 協会少年部担当理事
2. 部長（協会常務理事）
3. 副部長
4. 会計
5. 運営
6. 審判
7. 技術
8. 監査

第10条 役員の選出

1. 部長副部長は、第8条による理事の推挙によるものとし、少年部総会の承認を得る。
2. 部長、副部長以外の役員は、協会第4種登録団体より任意の員数を選出し、少年部総会の承認を得る。

第11条 役員の任期は、2年とする。（総会から総会まで）なお、役員の再任は妨げない

第12条 役員の任務

1. 部長は少年部を代表し、これを統括する。また、協会常務理事会に参加する。
2. 副部長は部長を補佐し、事故ある時これを代行する。
3. 部長、副部長は次の委員会を担当する。会計委員会、運営委員会、技術委員会、審判委員会
4. 監査は会計収支について監査する。
5. 会計委員会は少年部の会計業務を行う。
6. 運営委員会は少年部の事業、事務を行う。
7. 審判委員会は審判の育成と指導を行う。また、必要に応じ審判の派遣を行う。
8. 技術委員会は技術の強化と指導、及び代表チームを統括する。

第6章 会議と議決

第13条 本会は以下の会議を行う。

1. 総会 毎年4月の少年部会とし、部長がこれを招集する
2. 少年部会 毎月1回開催する。部長がこれを招集する。
少年部会は少年部理事会を兼ねることとする。
少年部会は次の事項の審議決定をし、これを執行する。
 - ①部長、副部長の推挙
 - ②事業計画の遂行
 - ③本規約についての改廃
 - ④その他
3. 役員会 役員会は部長、副部長、及び運営、会計、審判、技術各若干名で 構成する。部長が招集し、事業、経理等の会務を審議し決定する。
4. 役員全体会 少年部役員全体で構成する。部長が招集し、事業の遂行について審議し決定する。

第14条 会議は構成人員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を要する

第15条 各委員会は、会務処理のためそれぞれに必要な事業を、執行委員会の決定に基づき執行する。また、必要に応じて委員会を開催し、緊急な事項について審議執行する。

第16条 前条までのほかに、規律委員会（部長、副部長、運営及び審判委員各若干名）を構成し少年部における懲罰に関すること、表彰に関することを審議し決定する。

第7章 会 計

第17条 少年部における経費は、下記のもので支弁する。

1. 少年部運営費、選手登録費、大会参加費
2. 上部協会より交付された補助金
3. 協賛金
4. 預金利子
5. 寄付金
6. その他の収入

第18条 少年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 補 足

第19条 本規約の施行について必要な細則は別に定める。

第20条 本規約以外の施行については、協会の規約に準ずる。

第21条 本規約は令和4年4月1日より施行する。

細 則

1. 少年部運営費は、年間1団体 15,000円とする。
2. 選手登録費は、公式戦（1、2年生大会は除く）に出場する小学2年生から6年生まで、年間1人 1,500円とする。令和7年4月1日より改定とする。
3. 運営費、選手登録費の完納をもって、それぞれの登録を完了する。
4. 運営費、選手登録費については、年度途中の入会であっても減額はしない。また、年度途中の脱退についても返金はしない。
5. 慶弔費 少年部役員、理事と役員会にて認められた者については、本人に1万円と生花等、第一親等の家族に5千円を計上する。
6. 年度内の選手移籍は可能とするが、移籍先での同年度の選手登録は出来ない。ただし少年部が認めた者についてはこの限りではない。